

社会福祉法人八竜山本ふくし会

役員等の報酬及び費用弁償規程

役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八竜山本ふくし会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

- 第2条 役員等の報酬は、理事長及び役員等に対して支給する。
- 2 理事長に対する報酬は、別表1に定める額の報酬を支給する。
 - 3 理事会・評議員会に出席した場合は（理事長を除く）、別表2に定める額の報酬を支給する。
 - 4 役員等が、理事長の命令により法人業務及び事業の運営の為の業務にあたった場合は、別表2に定める額の報酬を支給する。
 - 5 職員が法人の役員を兼ねるときは、その者に対して報酬を支給しない。

(支給日)

第3条 理事長の報酬は、毎月21日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

- 第4条 役員等が法人の用務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費実費分を支給する。
- 2 前項の規程により支給する日当の額は、別表3・4に定める額とする。
 - 3 食卓料については、日当の中に含まれるものとする。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
 - 1 平成11年3月17日一部改正
 - 1 平成14年2月27日一部改正 平成14年4月1日適用
 - 1 平成15年6月10日一部改正
 - 1 平成18年3月30日一部改正 平成18年4月1日適用
 - 1 平成19年3月29日一部改正
 - 1 平成23年3月30日一部改正
 - 1 平成24年5月21日一部改正
 - 1 平成26年3月25日一部改正 平成26年4月1日適用
 - 1 平成29年6月9日一部改正 平成29年7月1日適用

別表 1

役 職 名	報 酬 額	摘 要
理 事 長	月額 150,000 円	

別表 2

種 類	報 酬 額	摘 要
法人の役員報酬	日額 10,000 円	
法人の評議員報酬	日額 7,000 円	

(費用弁償)

別表 3

役員 (理事、監事)

区 分	鉄 道 賃 船 賃	日 当 (1日につき)
県 内	普通車両料金	10,000 円
県 外	特別車両料金	

別表 4
評議員

区 分	鉄 道 賃 船 賃	日 当 (1日につき)
県 内	普通車両料金	7,000 円
県 外	特別車両料金	

1. 特別の理由により上級車を乗車したときは、その運賃を支給する。
2. 急行列車を運行する路線による旅費であって里程 50 キロメートル以内で公務の都合上これを利用する必要がある場合には、急行料金を支給する。
3. 車使用の場合は、原則苑車を利用する。
4. 特別の必要により航空機を使用した場合には、その航空料金を支給する。